

現行建築基準法の技術基準等による産業保安監督部の審査能力の 確認結果について

1. 研修会の実施

風力発電支持構造物（以下「タワー」という。）に対する建築基準法に基づく構造強度に係る技術基準適合性について、各産業保安監督部での審査の実施可能性についての検討の一助とするため、土木学会「風力発電設備支持構造部構造設計指針・同解説」（2010年版）（以下、「土木学会指針」という。）に基づく研修会を実施した。当該研修は、タワーがどのような考えに基づき設計されているかを理解し、審査する際どの部分をどのような視点で見れば良いかを理解することを目的とした。

（参考）

1. 日 時：平成24年12月27日（木）午後、28日（金）終日
2. 場 所：経済産業省内会議室
3. 講 師：東京大学大学院 石原教授（本WG委員）
4. 参加者：各産業保安監督部風力担当職員 9名
5. 資 料：土木学会指針、同指針講習会資料 他
6. 研修内容：総則・設計方針、荷重評価（設計風速の評価、風荷重の評価、地震荷重の評価、タワーの構造計算、定着部の構造計算、基礎の構造計算、指針による設計例

2. 結論

研修会に参加した各産業保安監督部職員に対して、審査実施可能性の確認を行ったところ、一定の研修により風力発電設備の構造強度に係る一定の理解が得られることがわかった。

今後さらなる研修を行うことや審査マニュアルを策定することなどの方策をとることで、土木学会指針で解説されている標準的な風力発電設備については、産業保安監督部における現行建築基準法における技術基準等による審査が可能と考えられる。

なお、研修会の参加者からは、外部有識者の助言を得られる仕組み作りや、土木学会指針の対象外となるものの外部審査機関の設置、風技解釈等への土木学会指針の規定といった要求事項の明確化などが必要といったコメントがあり、産業保安監督部に対する審査支援などに配慮することが必要である。